○総務省告示第二百六十一号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成二十年総務省令第八号）第十一条第一号ロの規定に基づき、平成二十年総務省告示第二百四十五号（退職手当支給予定額に係る勤続期間が十年以上の職員の調整額の算定の基準を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月二十一日

総務大臣　山本　早苗

第一号ロ中「（当該年度の前年度の末日において職員区分が調整月額が最も少ない職員区分に属する職員を除く。）」を削る。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。